

茗球会会則

(2011年3月改定)

(2019年10月改定)

- 第1条 本会は茗球会と称す。
- 第2条 本会は東京教育大学附属中学、同附属高校、筑波大学附属中学及び同附属高校排球部卒業生の親睦を図り、筑波大学附属中学及び同附属高校排球部の部活動を援助することをその主目的とする。
- 第3条 本会は原則として、東京教育大学附属高校または筑波大学附属高校排球部に在籍した者を会員とし、教官関係者を名誉会員とする。
- 第4条 本会には会長と幹事を置く。会長は幹事の互選とし、幹事は各世代を代表するものとする。会長と幹事の任期は1年とし、再任も可とする。
- 第5条 幹事は、年一回原則として六月に、会員に対して書面もしくは電子データで、本会の会計報告、活動報告を行い、変更があった場合には、次期幹事、次期会長を紹介する。会長は必要に応じて総会を召集することができる。
- 第6条 本会の所在地は会計担当幹事の住所とする。
- 第7条 本会の年間会費は、社会人3000円、学生1000円、浪人生0円とし、毎年本会が徴収する。会費は第2条に定めた本会の趣旨に沿って使用される。尚、当年度中に80歳以上となる会員の年間会費は0円とする。
- 第8条 本会会則は会則改定案が提出された場合、総会で審議され、決議の上、改定される。改定には総会に出席した会員の過半数の賛成を必要とする。
- 第9条 会員は自ら申し出ること、本会からの連絡を「非通知扱い」とすることができる。「非通知扱い」となった会員については、氏名、卒業回及び組、以外の情報を本会名簿から削除し、会費も徴収しない。